

新旧対照表

・こいPay加盟店規約

改定前	改定後
第1条～第10条 省略 第11条（広告物） 1.加盟店は、加盟店アプリを利用して、当行が別途定める方法により、利用者端末に広告物（文言追加）を表示（削除）させ、またはクーポンもしくはスタンプを発行することができます。加盟店は、利用者端末に表示する加盟店の広告物（文言追加）（削除）ならびにクーポンおよびスタンプの内容について、法令に抵触するものではなく、かつ正確であることを保証します。 （削除） 2.加盟店は、加盟店アプリを利用して、利用者にクーポンまたはスタンプを発行することができます。 （変更） 3.当行またはHCSは、加盟店の広告物（文言追加）（削除）ならびにクーポンおよびスタンプについて、当行またはHCSが不適切としたものについては、当行またはHCSにて掲載中止、削除その他の必要な措置をとることができます。 （以下省略）	第1条～第10条 省略 第11条（広告物） 1.加盟店は、加盟店アプリを利用して、当行が別途定める方法により、利用者端末に広告物等を表示することができます。加盟店は、利用者端末に表示する加盟店の広告物等の内容について、法令に抵触するものではなく、かつ正確であることを保証します。 2.当行またはHCSは、加盟店の広告物等について、当行またはHCSが不適切としたものについては、当行またはHCSにて掲載中止、削除その他の必要な措置をとることができるものとします。 （以下変更なし）